

## 福祉サービス車両購入助成事業 実施要綱

### 1 目的

本県の福祉サービスの向上に寄与することを目的に、県内の社会福祉法人が行う福祉サービスを目的とする車両購入にかかる費用を助成します。

### 2 助成対象

福井県内を本部所在地とする社会福祉法人

### 3 助成対象事業

助成した車両を使用し、入・通所者に対する福祉サービス（社会福祉事業）にとどまらず、地域において日常（社会）生活上支援が必要な方に対し、見守りや、制度外の支援を無料または低額で提供するもの。

### 4 助成金額

購入を希望する車両の車両本体価格（税抜き）の 1/2 以内の金額とし、100 万円を上限とします。

また、助成金額は「8 選考等」により決定した助成基本額（上限額）と、実際に助成決定をした購入車両にかかる領収書等明細書にある該当金額と比較しいずれか低い金額を助成金として交付します。

### 5 対象経費

対象経費は、車両本体価格（税抜き）のみとし、納車登録費用、ディーラーオプション等の費用は購入者の負担となります。※リース車および中古車は対象となりません。

### 6 助成対象期間

助成決定後から令和3年3月31日まで（納車期限）

### 7 申込方法等

申込みは、1法人につき1台までとします。

所定の「福祉サービス車両購入助成事業申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて郵送にて事務局に提出してください。

#### 【提出書類】

- (1) 「福祉サービス車両購入助成事業申込書」
  - (2) 法人に係る令和元年度の決算報告書（任意の様式）
  - (3) カタログ等車両がわかる書類
  - (4) 有償運送サービスで使用する場合は、道路運送法第 79 条に基づく登録証（みなし登録の場合は「第 80 条」に規定する許可証）のコピー
- ※上記以外に追加資料を求めることがあります。

**【申込期限】**

令和2年12月18日（金）必着

8 選考等

申込者が提出する書類を基に、本会で審査し、助成先および助成基本額（上限額）を決定します。

なお、審査の結果は、全ての申込者に12月下旬頃通知します。

9 その他

本事業は、平成25（2013）年11月をもって解散した、財団法人積善会の基金の一部を本会が継承し事業を継続しており、助成車両には「積善会号」と明記したステッカーを貼付けします。

**【申込先・事務局】**

〒910-8516 福井市光陽2-3-22

社会福祉法人福井県社会福祉協議会 総務企画課（総務企画グループ）

「福祉サービス車両購入助成事業」係

TEL 0776-24-2339 FAX 0776-24-8941